

伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 現行の公営企業会計システムでは令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応できないため、当該制度に対応可能なシステムに更新を行う。
- (2) 名称 伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務
- (3) 履行場所 伊賀市四十九町地内
- (4) 業務内容 別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係るプロポーザル仕様書」のとおりとする。
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 予算限度額

委託料の上限は9,576,820円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託—システム開発・管理」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) 平成24年度以降に一般病床200床以上の公立病院で、公営企業会計システム（財務会計機能）の導入実績があり、現在も稼働中であること。

5. 技術提案を求める内容

別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係るプロポーザル仕様書」のとおりとする。

6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 履行実績書（様式第3号） 1部

※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

ウ 納税証明書（未納税額がない証明書） 1部

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月7日（火）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 伊賀市立上野総合市民病院 病院総務課

ウ 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(3) 仕様書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月7日（火）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 仕様書等に対する質問

ア 提出期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月7日（火）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市立上野総合市民病院 病院総務課 (byouin-soumu@city.iga.lg.jp)

ウ 提出方法 「質問書（様式第9号）」に質問事項を記載のうえ、上記電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡することとする。電話及び直接来院による質問には応じない。

(5) 仕様書等に対する回答

ア 供覧期間 令和4年6月14日（火）から令和4年6月28日（火）まで

イ 供覧場所 伊賀市ホームページ ※個別の回答は行わない。

7. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

令和4年6月10日(金)

(3) 参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により郵送で通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要領(平成25年伊賀市告示第176号)第12条第3項の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市立上野総合市民病院 病院総務課

ウ 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和4年6月14日(火)から令和4年6月28日(火)まで
午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 伊賀市立上野総合市民病院 病院総務課

(3) 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(4) 提出部数 別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(5) 作成要領 別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

9. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

評価方法及び評価基準は、別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

10. ヒアリングの実施

(1) 開催日 令和4年7月6日(水) ※時間は改めて連絡する。

- (2) 会 場 伊賀市立上野総合市民病院 2階 大会議室
- (3) 方 法 プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、別紙「伊賀市立上野総合市民病院公営企業会計システム更新業務に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり審査を実施する。

11. 提案書の特定

- (1) 提案書特定・非特定の通知
令和4年7月8日（金）
- (2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。
- (3) 特定されなかった者は、書面（様式は自由）により理由を求めることができる。
 - ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）
 - イ 提出場所 伊賀市立上野総合市民病院 病院総務課
 - ウ 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

12. 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成
提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法
業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (3) 契約保証金の納付
伊賀市契約規則第28条の規定による。

13. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 次の納税証明書等（ヒアリング実施日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。
- ア 伊賀市内に本店を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - (イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
 - ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - (ア) すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行
 - (イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
 - エ その他の事業者
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行